

真庭市公共施設評価実施要領

第 1（趣旨）

市が設置している公共施設の管理運営状況等について、定期的に評価することにより、目標管理による管理運営への転換を図り、時代の変化や市民ニーズに的確に対応したサービスを、最少の経費で提供する施設とするために公共施設評価を実施する。

第 2（公共施設評価の目的）

（1）運営改善の推進

次に掲げる事項に関する目標の設定及び達成状況の検証・分析を行い、積極的に施設の運営改善を進める。

①施設の設置目的に沿った運営

②市費投入額の縮減を図るための施設運営の効率化

（2）管理運営のあり方、施設のあり方の見直しの推進

施設の運営改善の状況、社会経済情勢や市民ニーズの変化等を踏まえ、施設の管理運営のあり方や存廃・統合等を含めた施設のあり方の見直しを進める。

（3）市民ニーズの変化に対応した施設サービスの最少の経費での提供

上記（1）及び（2）を通じ、財源、人材の効率的な配分を進め、市民が真に必要とする施設サービスを最少の経費で提供する。

（4）市民に対する説明責任の徹底

施設の設置目的や目標、成果を明らかにし、施設設置者としての市民への説明責任を果たす。

第 3（評価の対象施設）

評価の対象とする施設は、真庭市公共施設見直し指針の「公共施設管理運営方針一覧表」に掲げられた施設のうち「現況」が「直営」のものとする。ただし、公用施設・学校・公営企業施設等は、各施設の改善計画等によるため当制度の対象から除く。

（別紙 1）真庭市公共施設評価対象施設一覧表

第 4（評価の時点）

公共施設評価は、前年度の管理運営状況を年度終了後、事後評価することにより行う。

第 5（評価の手順）

公共施設評価は、全庁的な総合性や客観性、信頼性を確保する観点から、以下に掲げる段階的な評価を経て、最終的な評価とする。

（1）第 1 次評価（施設所管課による自己評価）

施設所管課は、その所管する公共施設を自己評価する。

（2）第 2 次評価（財産活用課による評価、全庁的な調整）

第 1 次評価後、財産活用課において、評価の客観性や全庁的な総合調整の観点から第 2 次評価を行う。

（3）行政経営推進委員会による評価・決定

行政経営推進委員会は、最終的な評価や施設の今後の方向性について協議し、その結果を市長に報告する。この場合において、評価の状況により、必要な場合は庁議へ付議するものとする。

第 6（評価の方法）

（1）評価は、（様式 1）公共施設評価シート及び（別紙 2）公共施設評価の視点・基準により行う。

（2）財産活用課は、評価の全体状況を把握するとともに、評価内容等に関する必要な調整及び支援を行う。

第 7（評価結果の公表）

評価の結果は、財産活用課において取りまとめの上、議会所管委員会への報告後、真庭市ホームページ等により市民に公表する。